

大活字版



内閣府

ごう り てき はい りょ

# 「合理的配慮」を 知っていますか？

しょうがいしゃ さべつ かいしょう ほうちゅう (注) しょうがい かた  
障害者差別解消法<sup>(注)</sup>により、障害のある方への  
「合理的配慮」などが求められています！！

ちゅうせい しきめいしょう しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん  
(注) 正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に  
かん ほうりつ へいせい ねん がつつたち  
関する法律」で、平成28年4月1日からスタートして  
います。



しょうがいしゃ さべつかいしょうほう

しょうさい

障害者差別解消法についての詳細は…

<http://www8.cao.go.jp/shougai/index.html>

ないかくふ  
内閣府

しょうがいしゃ さべつかいしょう  
障害者差別解消

けんさく  
検索



このリーフレットは、ホームページでもご覧いただけます。

[http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai\\_leaflet.html](http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai_leaflet.html)

※このリーフレットの文章やイラストについては、出典を明記いただければ引用や二次利用を含め、自由にご利用いただけます。



内閣府

ないかくふ せいさくとうかつかん きょうせいしゃかいせいさくたんとう  
内閣府政策統括官（共生社会政策担当）

づきしょうがいしゃ し さくたんとう  
付障害者施策担当

とうきょうと ちよだくながたちょう  
〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1

ちゅうおうごうどうちょうしゃ ごうかん  
中央合同庁舎 8号館

でんわ

電話：03-5253-2111

ファックス：03-3581-0902

きょうりょくこう あいち けんりつ はんだ とくべつ し えんがっこう とうか こうしゃ つくば だいがく ふぞく おおつか とくべつ し えんがっこう  
協力校：愛知県立半田特別支援学校 桃花校舎、筑波大学附属大塚特別支援学校、

ふくしま けんりつ ようご がっこう こう  
福島県立いわき養護学校くぼた校

きょうりょくしゃ ささき のぶゆき し つくば だいがく つげ まさよし し めいほうかんこうとうがっこう なぐも あきひこ し  
協力者：佐々木 信行 氏、筑波大学 柘植 雅義 氏、明蓬館高等学校 南雲 明彦 氏

※このリーフレットは、知的障害の  
ある方などから御意見をいただき  
ながらつくられたものです。

# 「共生社会」の実現のために

障害のあるなしにかかわらず、すべての命は同じように大切にあり、かけがえのないものです。

ひとりひとりの命の重さは、障害のあるなしによって、少しも変わることはありません。

このような「当たり前」の価値観を、改めて、社会全体で共有していくことが何よりも大切です。

こうした取組の一步一步の積み重ねが、障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら共に生きる社会(共生社会)の実現へとつながっていきます。



この「しょうがいしゃ さべつ かいしょうほう障害者差別解消法」では、しょうがい障害のある人に「ごう合理的配慮」りてき はいりょを行うことなどを通じて、「きょうせいしゃ かい共生社会」じつげんを実現することをめざ目指しています。

このほうりつ法律を進めることで、しょうがい障害のある人とない人がじつさい実際に接し、せつ関わり合うきかい機会が増えると思います。

こうしたきかい機会を通じ、しょうがい障害のある人とない人が、おたがお互いにりかい理解し合っていくことが、「きょうせいしゃ かい共生社会」のじつげん実現にとっておお大きないみ意味をもちます。

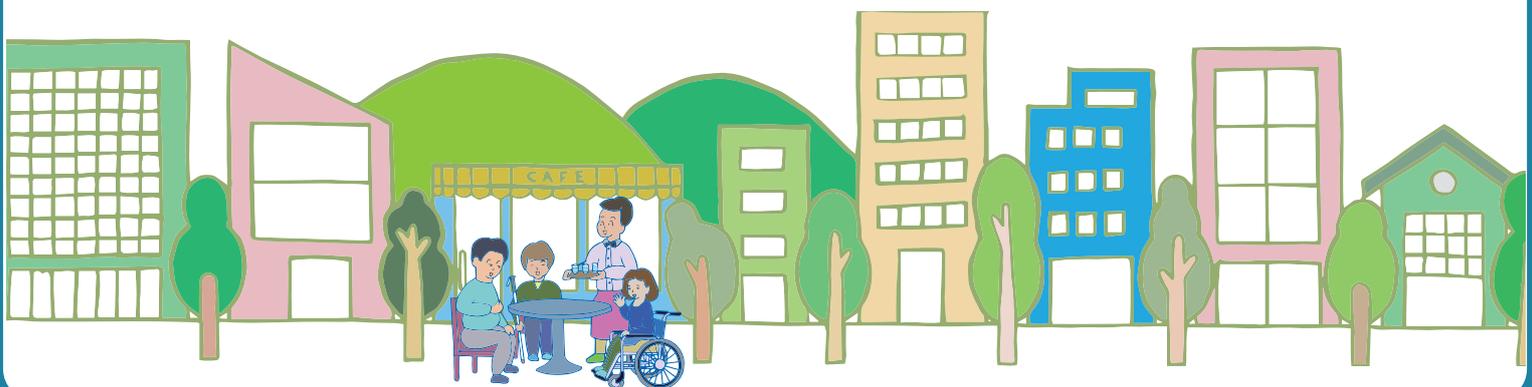
このリーフレットを通じて、ひとりひとりでもおほく多くの方に、あたらしい新しいいっほ一歩をふみだ踏み出していただくことをねが願っています。



しょうがいしゃさべつかいしょうほう  
障害者差別解消法では  
なにもと  
何が求められるのですか？

ふとうさべつてきとりあつかいきんし  
「不当な差別的取扱い」の禁止

ほうりつ くに とどうふけん しちょうそん やく  
この法律では、国・都道府県・市町村などの役  
しょ かいしゃ みせ じぎょうしゃ しょうがい  
所や、会社やお店などの事業者が、障害のある  
ひと たい せいとう りゆう しょうがい りゆう  
人に対して、正当な理由なく、障害を理由とし  
さべつ きんし  
て差別することを禁止しています。



## 「合理的配慮」の提供

障害のある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。

この法律では、役所や事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたとき<sup>(※)</sup>に、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者においては、対応に努めること）を求めています。

※ 言語（手話を含む。）、点字、拡大文字、筆談、実物を示すことや身振りなどのサインによる合図、触覚など様々な手段により意思が伝えられることをいいます。通訳や障害のある人の家族、支援者、介助者、法定代理人など、障害のある人のコミュニケーションを支援する人のサポートにより本人の意思が伝えられることも含まれます。

たいしょう

しょうがいしゃ

## 対象となる「障害者」は？

この法律ほうりつに書いてある「障害者しょうがいしゃ」とは、障害者手帳しょうがいしゃ てちょうをもっている人ひとのことだけではありません。

身体障害しんたいしょうがいのある人ひと、知的障害ちてきしょうがいのある人ひと、精神障害せいしんしょうがいのある人ひと（発達障害はつたつしょうがいや高次脳機能障害こうじのうきのうしょうがいのある人ひとも含まれます）、その他の心こころや体からだのはたらきに障害しょうがい（難病なんびょうに起因きいんする障害しょうがいも含まれます）がある人ひとで、障害しょうがいや社会しゃかいの中なかにあるバリアにちじょうせいかつによって、日常生活にちじょうせいや社会生活しゃかいせいに相当そうとうな制限せいげんを受けている人ひとすべてが対象たいしょうです（障害者しょうがい児じも含まれます）。

たいしょう

じぎょうしゃ

# 対象となる「事業者」は？

この法律ほうりつに書いてある「事業者じぎょうしゃ」とは、会社かいしゃやお店みせはもちろんのこと、同じサービスなどおなをくりかえし継続けいぞくする意思いしをもって行う人おこなたちをいい、ボランティア活動かつどうをするグループなども「事業者じぎょうしゃ」に入はいります。

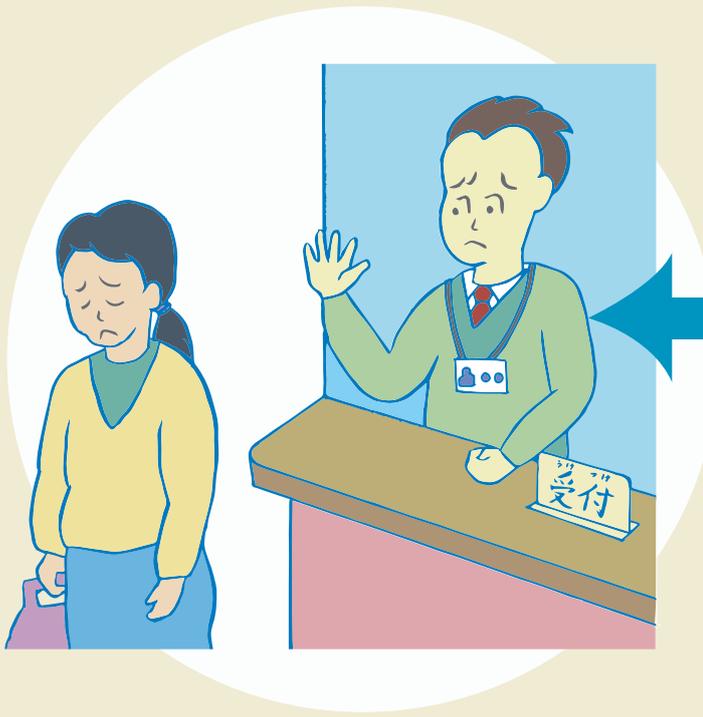


# ふ とう さ べつ てき とり あつか 不当な差別的取扱い きん し 禁止されています！

しょうがい ひと たい せい とう り ゆう しょうがい  
障害のある人に対して、正当な理由なく、障害  
り ゆう てい きょう きょ ひ  
を理由として、サービスの提供を拒否すること  
てい きょう ば しょ じ かん たい  
や、サービスの提供にあたって場所や時間帯な  
せい げん しょうがい ひと  
どを制限すること、障害のない人にはつけない  
じょう けん きん し  
条件をつけることなどが禁止されます。

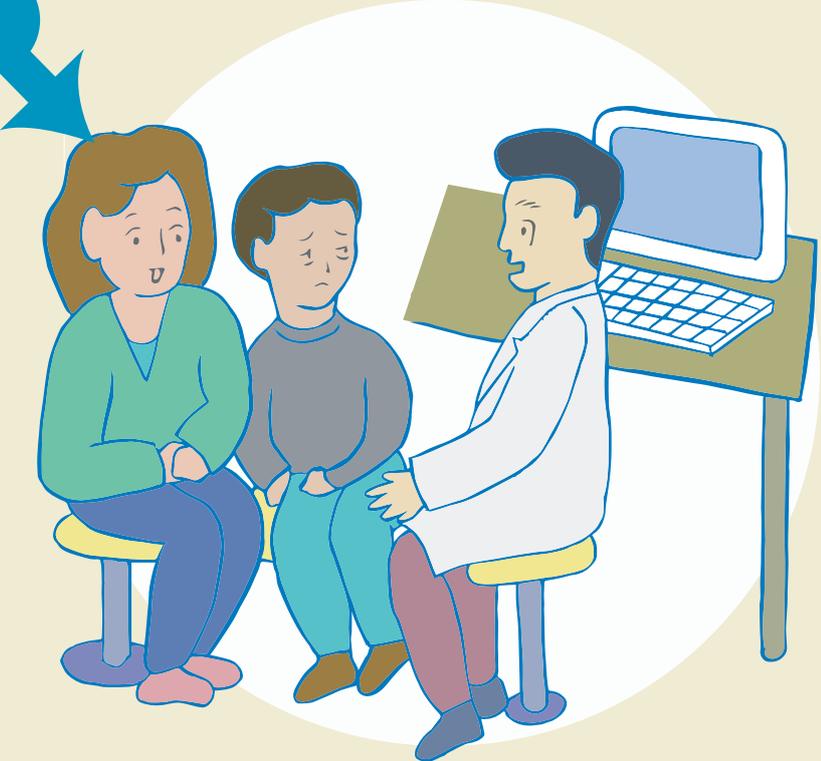
せい とう り ゆう はん だん ば あい しょうがい  
正当な理由があると判断した場合は、障害のあ  
ひと り ゆう せつ めい り かい え つと  
る人にその理由を説明し、理解を得るよう努め  
たい せつ  
ることが大切です。

ふ とう さ べつてきとりあつか ぐ たいれい  
〈不当な差別的取扱いの具体例〉

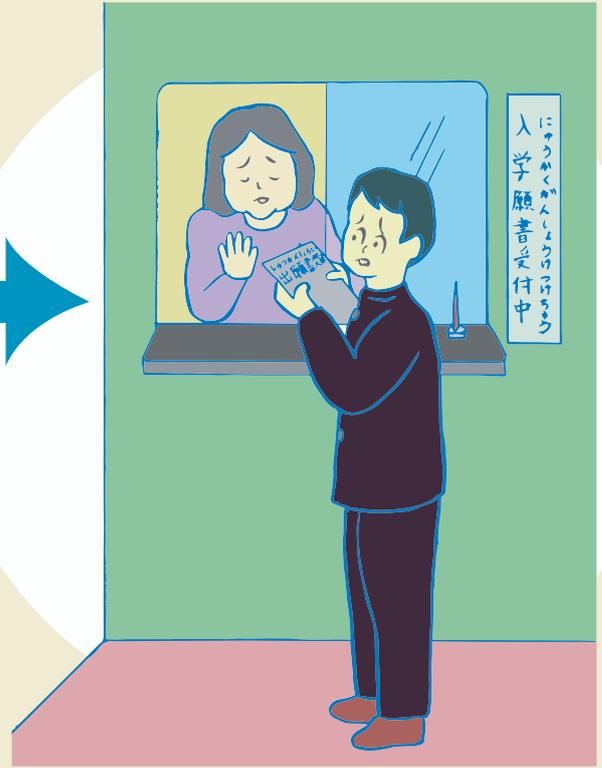


うけつけ たいおう きょひ  
受付の対応を拒否する。

ほんにん む し  
本人を無視して  
かいじょしゃ し えんしゃ  
介助者や支援者、  
つ そ ひと  
付き添いの人だけに  
はな  
話しかける。



がっこう じゅけん  
学校の受験や、  
にゅうがく きよひ  
入学を拒否する。



しょうがいしゃ む ぶっけん  
障害者向け物件は  
ないと言って  
たいおう  
対応しない。

ほ ごしゃ かいじょしゃ  
保護者や介助者が  
いっしょ  
一緒にいないと  
みせ い  
お店に入れない。

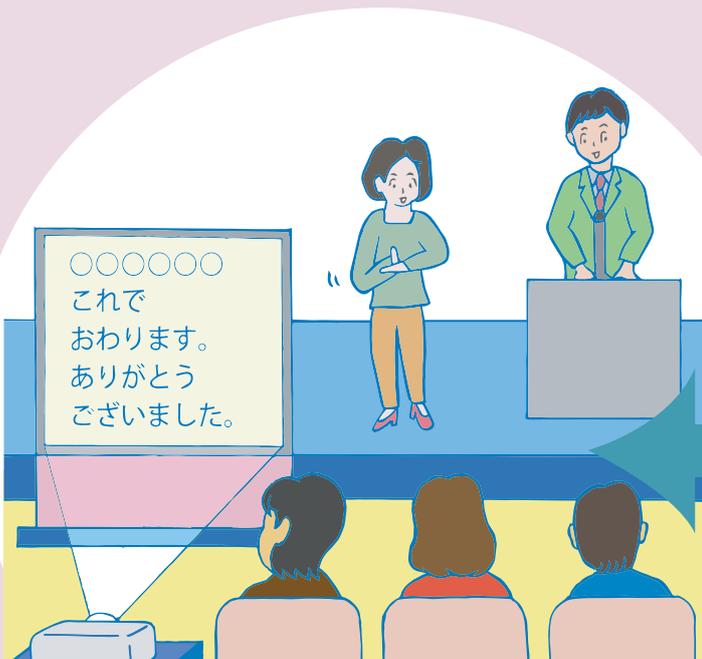


# 合理的配慮が 求められています！

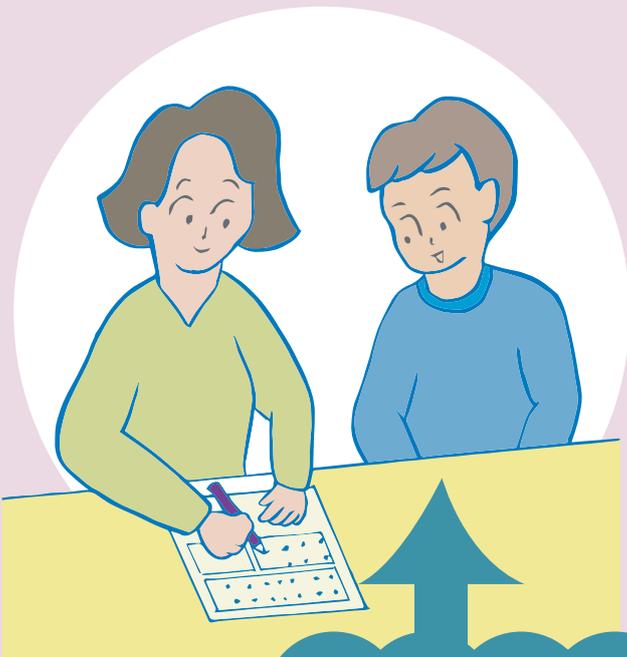
合理的配慮は、障害のある人から、社会の中に  
あるバリアを取り除くために何らかの対応を必  
要としているとの意思が伝えられたときに、負  
担が重すぎない範囲で対応すること（事業者に  
おいては、対応に努めること）が求められるも  
のです。重すぎる負担があるときでも、障害の  
ある人に、なぜ負担が重すぎるのか理由を説明  
し、別のやり方を提案することも含め、話し合  
い、理解を得るよう努めることが大切です。

たとえば、従業員が少ないお店で混雑している  
ときに、「車いすを押して店内を案内してほしい」  
と伝えられた場合に、話し合ったうえで、負担  
が重すぎない範囲で、別の方法をさがすなどが  
考えられます。その内容は、障害特性やそれぞ  
れの場面・状況に応じて異なります。

## 合理的配慮の具体例



障害のある人の  
障害特性に応じて、  
座席を決める。



しょうがい ひと  
障害のある人から、  
じぶん か こ むずか か  
「自分で書き込むのが難しいので代わり  
か つた  
に書いてほしい」と伝えられたとき、  
か か もんだい しょうい  
代わりに書くことに問題がない書類の  
ばあい ひと い し じゅうぶん  
場合は、その人の意思を十分に  
かくにん か か  
確認しながら代わりに書く。

い し つた あ え  
意思を伝え合うために絵や  
しゃしん  
写真のカードやタブレット  
たんまつ つか  
端末などを使う。





だん さ                      ば あい  
段差がある場合に、スロープ  
つか                      ほ じょ  
などを使って補助する。

ごう り てき はい りょ                      じ れい                      ない かく ふ  
合理的配慮の事例が内閣府のホームページ  
にあります。

ごう り てき はい りょ  
合理的配慮サーチ

けん さく  
検索



ごう り てき はい りょ                      しょうがい                      しゅ べつ                      せい かつ  
合理的配慮サーチでは、障害の種別や生活の  
ば めん                      じ れい  
場面から事例をさがすことができます。

こん ご                      ぐ たい れい                      しゅ う しゅ う                      ち く せ き                      ない よう                      じゅ う  
今後、さらに具体例を収集・蓄積し、内容を充

じつ  
実させていきます。

# こま 困ったときは…

しょうがい ひと ふとう さべつてき とりあつか う ごう  
障害のある人は、不当な差別的取扱いを受けた、合  
りてき はいりょ ていきょう こま  
理的配慮を提供してもらえなかったなど、困ったことが  
あったら、もよ しちょうせん しょうがい ふくし たんとう ぶしょ そうだん  
最寄りの市町村の障害福祉担当部署や相談  
センターなど、ちいき みぢか そうだんまどぐち そうだん  
地域の身近な相談窓口にご相談してくだ  
さい。

